



契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円) (落札金額)(円)	落札率 (%)	公益法人の場合			再就職の 役員の数 (人)	調達機 関番号	所在地 番号	品目分 類番号	公告を行った日	備 考
								公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数						
勤怠管理システム拡張機能の調達及び保守業務委託契約	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年6月1日	株式会社 エスエフシー新潟 新潟県新潟市中央区南出来島1-10-21	パッケージソフトウェア等、製造者による固有の仕組み(著作権)が備わっているシステムであり、他の業者に保守・修理を行わせると安定的な稼働が担保されない為 JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	8,646,000	-			-						
出退勤打刻システム連携・機能拡張業務及び保守業務委託契約	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年6月1日	日本電気株式会社 関東甲信越支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17	パッケージソフトウェア等、製造者による固有の仕組み(著作権)が備わっているシステムであり、他の業者に保守・修理を行わせると安定的な稼働が担保されない為 JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	8,422,480	-			-						
ボイラー第一種圧力容器性能検査準備工事	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年6月13日	株式会社 丹波工業所 埼玉県さいたま市西区三橋5-1628	予定価格が250万円を超えない工事のため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	-	1,760,000	-			-						
リニアック装置入替えに伴う遠隔操作システムの導入	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年7月31日	日本電子応用 株式会社 東京都江戸川区東小松川4-36-5	予定価格が160万円を超えないため、JCHO会計規程第52条第5項に該当	-	1,300,000	-			-						
地域医療協議会 会場使用契約	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年8月13日	浦和ロイヤルバインズホテル 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-5-1	地域医療協議会開催にかかる講演会場について、近隣施設で200名収容でき、講演会場としてふさわしい施設が当該会場しかない為、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	2,308,680	-			-						
2024年度医薬品単価契約	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年8月30日	アルフレッサ株式会社 浦和北支店 埼玉県さいたま市南区内容7-11-9	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	-	-			-						単価契約
2024年度医薬品単価契約	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年8月30日	株式会社スズケン 浦和支店 埼玉県さいたま市緑区大字中尾字不動谷524番地1	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	-	-			-						単価契約
2024年度医薬品単価契約	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年8月30日	東邦薬品 株式会社 埼玉営業部 埼玉県さいたま市見沼区卸町1-36	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	-	-			-						単価契約
2024年度医薬品単価契約	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年8月30日	株式会社バイタルネット 東京中央支店 東京都板橋区泉町40-1	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	-	-			-						単価契約
2024年度医薬品単価契約	埼玉メディカルセンター 院長 児玉 隆夫 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3	令和6年8月30日	株式会社メディセオ 東京都中央区京橋三丁目1-1	緊急の必要により競争に付することができないため、JCHO会計規程第52条第4項に該当	-	-	-			-						単価契約